

各位

上場会社名 代表者 京阪ホールディングス株式会社 取締役社長 石丸昌宏 (コード番号 9045 東証第1部)

問合せ先責任者

執行役員 グループ管理室総務部長 吉 村 洋 一

(TEL 06-6944-2521)

当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の非継続(廃止)について

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続せず、その有効期間が満了する 2021 年 6 月 18 日開催予定の第 99 回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(以下「本取組み」といいます。)として「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では2018年6月19日開催の第96回定時株主総会におけるご承認により、これを更新しております。(以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)

今般、当社は、本取組みのあり方について慎重に検討を重ねた結果、当社を取り巻く市場環境の変化や国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見等を踏まえ、本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、本プランの有効期間が満了する 2021 年 6 月 18 日開催予定の第 99 回定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することを決定いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上に向けた取り組みを進めるとともに、当社株式の大量買付行為をおこなおうとする者に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

そのため、当社は、社内に常設組織として「コーポレート・コミュニケーション委員会」を設け、機関投資家の皆様との日常的な対話を促進する一方、当社株式の大量買付行為をおこなおうとする者に対しては、その是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法、およびその他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じ、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保に努めてまいります。

以上